

○名寄地区衛生施設事務組合職員被服貸与規則

昭和52年2月21日
規則第1号

改正 昭和58年4月1日 規則第4号 平成11年4月1日 規則第1号
平成16年3月30日 規則第1号 平成30年2月1日 規則第2号

(目的)

第1条 この規則は、職務の執行上、被服等（以下「被服」という。）を必要とする職員に対する被服の貸与について必要な事項を定めることを目的とする。

(貸与の範囲)

第2条 被服を貸与する職員の範囲、品目及び員数は、別表第1のとおりとする。

2 被服の型及び品質は、事務局長が定めるものとする。

(貸与被服の使用期間)

第3条 貸与被服の使用期間は、別表第1によるものとし、貸与を受けた日の属する月から起算する。

2 管理者は、特別の事情があると認めた場合には、前項の規定にかかわらず、使用期間を短縮又は延伸することができる。

(貸与の始期)

第4条 被服の貸与は、新任者にあつてはその職務を行う時期までに、使用期間を満了した者にあつては月の翌月に新たに貸与する。

(返納)

第5条 使用期間を満了した被服は、直ちに返納しなければならない。

2 職員が退職、休職、停職又は転職により、その職務を行わなくなった場合は、直ちに被服を返納しなければならない。

3 管理者は、職員が使用期間中、第7条の保全義務を遵守しても着用により使用価値が全くないと認め、かつ、その都度指定する品目については、前2項の規定にかかわらず、返納させないことができる。

(転貸処分の禁止)

第6条 被服の貸与を受けた職員は、被服（共用品を除く）を他人に使用させ、又は処分してはならない。

(保全義務)

第7条 被服の貸与を受けた職員は、貸与期間中、被服を正常な状態において維持保全するとともに、その洗たく補修を自己の負担において行うものとする。ただし、当該職員の責に帰すことができない理由によって生じた損傷については、この限りでない。

(亡失等による弁償)

第8条 被服の貸与を受けた職員は、使用期間中に被服を亡失し、又は第5条の規定による被服の返納をしないときは、調製時の価格を基準として使用期間の残余月数に相当する額を超えない範囲で管理者がその都度定める金額を弁償しなければならない。ただし、管理者がその者の責に帰すことができ

ない理由による亡失と認めるときは、弁償させないことができる。

(特殊な被服の貸与)

第9条 別表に定める被服のほか、管理者がその必要を認めた場合は、予算の範囲内で被服を貸与することができる。

(貸与の記録等)

第10条 課長、所長及び場長は、必要があると認めるときは、貸与中の被服の保管状況を調査することができる。

附 則 (昭和52年2月21日 規則第1号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則施行の際、現に貸与を受けている被服はこの規則によって貸与されたものとみなす。

附 則 (昭和58年4月1日 規則第4号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和58年4月1日から適用する。

附 則 (平成11年4月1日 規則第1号)

この規則は、公布の日から施行し、平成11年4月1日から適用する。

附 則 (平成16年3月30日 規則第1号)

この規則は、公布の日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則 (平成30年2月1日 規則第2号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

別記様式

被服貸与簿

職名 _____

氏名 _____

品目	員数	貸与年月日	貸与期間	貸与期間 到来年月日	受領印	返納 年月日	印	備考

別表第1

対象者	被服等名 単位	作業服 上下 着	作業帽子 個	防寒服		ゴム靴		オーバール 着	安全靴 足	革手袋 双	ゴム手袋 双	保安帽 個	防塵マスク 個
				上	下	半長	長						
				着	着	足	足						
衛生センター	技術職員	1	1	1	1	1	1	1	1	6	2	1	1
	技術職員以外の職員	0.5	1	1	1	1	1	1	1				
	使用期間	1年	2年	3年	3年	2年	2年	2年	3年	1年	1年	2年	2年
炭化センター	技術職員	1		1	1	1	1	1	1	12	2	1	1
	技術職員以外の職員	0.5		1	1	1						1	1
	使用期間	1年		3年	3年	2年	2年	1年	1年	1年	1年	1年	1年
終処分場 名寄地区広域最	技術職員	1		1	1	1	1	1	1	6	2	1	1
	技術職員以外の職員	0.5		1	1	1						1	1
	使用期間	1年		3年	3年	2年	2年	1年	3年	1年	1年	2年	1年
事務局	技術職員	1		1		1						1	
	技術職員以外の職員	1		1		1							
	使用期間	2年		3年		3年						3年	

